

令和6年度 環境監査実施結果報告書

ひらつかエコモード基本マニュアル3.6.1に従い、令和6年度の環境監査の実施結果を報告します。

1 環境監査の概要

- (1) 各部局から推薦された18名により、6班体制（各班3名）で令和5年度環境監査を実施しました。
- (2) 職場監査においては、次の項目を主な監査事項としました。

〔重点監査項目〕

- ・廃棄物の適正処理に係る法令順守（契約書・マニフェスト・産廃保管場所など）の状況
- ・CO₂排出削減の取組みについて
- ・前回の是正事項に対する改善状況の確認

〔その他の項目〕

- ・エコモードの全庁的達成目標（電気使用量・CO₂排出量）に関する取組みの確認
- ・課等の業務特性を踏まえた環境活動（工夫等）の確認
- ・前回の是正事項に対する改善状況の確認
- ・フロン排出抑制法その他環境法令に係る法令順守の状況 など

- (3) 監査の対象は、6部11課等としました。（カッコ内は施設監査対象施設等）

総務部	・固定資産税課 ・庁舎管理課（市役所別館）
市民部	・市民課（平塚市聖苑）
福祉部	・福祉総務課（南部福祉会館） ・高齢福祉課（袖ヶ浜デイサービスセンター）
社会教育部	・社会教育課（旧横浜ゴム平塚製造所記念館） ・中央公民館（大原公民館）
消防本部	・消防総務課（消防署本署）（消防団第3分団） ・予防課
市民病院	・病院総務課（市民病院本館） ・経営企画課

※その他エコモ事務局の監査を実施

- (4) 今年度の環境監査は、特に産業廃棄物の適正処理において重要な「契約内容」や「マニフェスト」の作成及び管理、並びに「産業廃棄物保管場所」について、4つの指定管理者制度導入施設を含む9施設の状況を確認し、必要な改善誘導を行いました。

2 環境監査の実施結果

- (1) 環境配慮行動については、節電などの従来型の取組みだけでなく、LED化等によるエネルギー使用量やCO₂排出量の削減に係る取組みが確認出来た一方で、施設ごとの具体的な目標設定については、特段、確認出来ませんでした。

環境法令順守の取組みについては、指定管理者制度導入施設において、指定管理者自身や施設所管課によるチェック機能が十分に働いておらず、廃棄物処理法を中心とした不適合の事案が散見されました。

結果、これらを含む是正事項として、観察事項7件、改善事項6件の指摘がありました。

高齢福祉課（袖ヶ浜デイケアセンター）	
改善事項	・ マニフェストの各帳票（A・B2・D・E票）の照合がされていないため、排出事案の異なるマニフェスト同士が綴じ込まれている等、必要な管理がされていない。法律に定められた処理期限の管理を行うとともに、実態に即した適切なマニフェストの管理を行うこと。
改善事項	・ 産業廃棄物の保管場所について、法令に定められている表示の掲載がされていない。法律上必要な掲示板を速やかに設置すること。
観察事項	・ 環境法令順守シート記載の一部のエアコン（室外機）について、最新の情報に更新されていないため、修正すること。
観察事項	・ 産業廃棄物の収集運搬処分に係る契約において、一部業者の許可証の有効期限が切れていた。廃棄物の処理委託を行う際は、更新された許可証の状況を確認し、写しの提出を求めること。
福祉総務課（南部福祉会館）	
改善事項	・ 産業廃棄物の保管場所について、法令に定められている表示の掲載がされていない。法律上必要な掲示板を速やかに設置すること。
観察事項	・ 環境法令順守シート記載の一部のエアコン（室外機）について、最新の情報に更新されていない。
庁舎管理課（市役所別館）	
観察事項	・ 環境法令等順守シートの記載について、パッケージ型空調機の圧縮機出力・台数、冷水器の台数に現地との不整合が見受けられる。また、現地において法令等規制要求事項が適用される設備についての記載漏れがある。以下確認のうえ、修正・追記を行うこと。 （記載すべき適用設備等） ①産業廃棄物の保管に係るもの（廃掃法） ②PCB廃棄物の保管に係るもの（廃掃法及びPCB特措法） ③消防用設備の管理に係るもの

消防総務課（消防署本署）	
観察事項	・ マニフェスト書類の保管管理や各票の日付確認は行われていたが、マニフェスト A 票の照合確認欄に日付の記載漏れがあった。別途管理していたとしても記入することが望ましい。
社会教育課（旧横浜ゴム平塚製造所記念館）	
改善事項	・ 施設職員が排出した飲食容器等のプラスチックごみについて、溜まった後に施設職員が自宅に持ち帰り捨てている。〔職員が事業所で食べた昼食の容器を各々家に持ち帰り、家庭ごみ（容器包装プラスチック）として処理することを直ちに法不適合とは言えないものの、他人の分も含め（溜まった後に）施設職員が持ち帰り、家庭ごみとすることは法不適合である。〕 実態と照らし合わせると、当該プラスチックごみは、産業廃棄物（廃プラスチック）であるため、廃棄する際は産業廃棄物処理業者に依頼すること。
観察事項	・ 環境法令等順守シートの記載されているヒートポンプユニットの出力がカタログ記載の出力となっている。また、他のエアコンは出力の記載が 7.5kW 未満となっているため、実際の機器に記載されている定格出力の数値を記載すること。
観察事項	・ 室外機等に大きな異常はなかったが、小規模の腐食が見受けられたので、簡易点検記録簿に記録すること。
病院総務課（市民病院本館）	
改善事項	・ 地下タンク貯蔵所である旨を表示した掲示板について、危険物保安監督者氏名の一部記載漏れがあることから、記載漏れがあった箇所について追記すること。
改善事項	・ 産業廃棄物保管場所の掲示方法に廃掃法施行規則の違反が 2 点みられた。以下、改善すること。 ①種類「粗大ごみ」と記載があるが、廃掃法第 2 条第 4 項に基づく産業廃棄物の種類を明記すること。 ②掲示板の大きさが 60cm×60cm を満たしていないので、規定の大きさのものを設置すること。

（２）今回の環境監査において、１４件の事項を、他の職場の模範となるような優良事項としました。その中から３件を選出し、優秀事項として特に評価しました。

《優秀事項》

市民課（平塚市聖苑）

『節電行動チェックシート（節電行動計画）』の提出の義務化』

指定管理者に対し、毎月「節電行動チェックシート（節電行動計画）」の提出を求め、エコモードの取り組みを確認していた。また、電気・ガス使用量と火葬件数との整合性を確認し、使用量が多かった場合は原因分析を指定管理者に対し依頼するなど、指定管理者の取り組みを確認する体制を構築している。

●節電行動計画

施設一般

施設名	平塚市聖苑
課名	市民課

		実行チェック			実行チェック			実行チェック			実行チェック		
A 施設における取組		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
照明	・執務エリアの照明を可能な範囲で間引きする。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	・使用していないエリア(告別室、収骨室、待合室、廊下等)は、消灯を徹底する。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
空調	・使用していないエリアの空調は、停止を徹底する。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
OA機器	・長時間席を離れる場合は、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
B 施設においてさらに節電効果が期待できる取組		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空調	・冷凍機の冷水出口温度を1度高めに、また各室等の室内温度を1度高く設定する。なお、冬は低く設定する。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
C 施設におけるその他の取組		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空調	・電気室、炉室、電気集塵機室の空調設定温度を定期的に確認し、適正な温度を維持する。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
D 施設職員への節電啓発		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
節電啓発	・施設全体の節電目標と具体的な取組内容について、職員等に周知を図り、取組を進める。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	・節電担当者を決め、施設職員間でのフォローアップ会議や節電パトロールを実施する。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
E 施設独自の節電対策		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
独自対策	・令和5年7月から、契約先をゼロワットパワー株式会社に変更しました。また、契約電力は200kWを維持し、引き続き節電の取組を進める。	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

* ご注意・空調については、電気式空調を想定しています。

・節電を意識しすぎるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようにご注意ください。

-評価のポイント-

一般的に環境マネジメントシステムの機能が浸透しづらいと思われる指定管理者に対し、細やかな節電の要請をしている独自の取組みである点を評価。

現在、本市においては、多くの指定管理者制度導入施設があることから、アレンジを加えながら庁内への水平展開を行っていくことが期待される。

中央公民館

『市民向けEV用普通充電器の設置と再エネの供給』

地区公民館4館に「市民向けのEV用普通充電器」を設置した事例。施設所管課として、積極的にEVユーザー及び公民館利用者の利便性向上に取り組む姿勢が感じられる。

平塚市立地区公民館EV用普通充電器設置事業者の公募を実施します

最終更新日：2023年12月22日

・ [平塚市立地区公民館EV用普通充電器設置事業者公募選定結果](#) (PDF233KB)

平塚市立地区公民館EV用普通充電器設置許可を受ける事業者を募集します。事業者の選定は公募型で行います。希望する事業者は、実施要領及び要求水準書を確認のうえ必要書類を期日までに提出してください。

参照：https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/gakushu/page19_00042.html

-評価のポイント-

庁用自動車用ではなく、「市民向け」のEV用普通充電器の整備であり、かつ、再エネを供給している点を評価。電源を再エネとしてサービス提供を行うことにより、充電した自動車は、CO2排出量「0」で走行することができる。

また、経産省の補助金を活用した第三者所有モデルによる導入であることから、市側のイニシャルコストが無い点も評価できる。



出典：テラチャージ㈱提出資料

病院総務課

『廃棄物データシートの活用による適正処理の誘導』

特別管理産業廃棄物の適正処理に必要な情報として、契約書に廃棄物の種類・性状が明記されているとともに、任意書類である「廃棄物データシート」が受注者（処理会社）に提供されることが記載されていました。他課にも展開できる模範的な取り組みといえます。

参照：廃棄物データシート (<https://www.env.go.jp/content/900534399.pdf>)

3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) ☐ 分析表添付(組成)	主成分 他 ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。	MSDSがある場合、CAS No.
4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銻さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石棉等 ☐ 汚泥(有害)	
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロベンゼン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () フォスホン酸 () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () ジアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン ()	

出典:環境省ホームページ

-評価のポイント-

ごみの組成や有害物質の有無がわかりにくいゴミを廃棄する場合、排出者側が成分等を明確にしなければ、不適切な廃棄処理を発生させるおそれがある。

この度の事例は、市民病院特有の「感染性廃棄物」についての事例だが、廃棄物の適正処理に係る優れた取組みである点を評価した。

一般的に汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの4品目はデータシートの提出が推奨されており、ばいじん・銻さい、燃え殻も場合により必要とされている。この点について、水平展開が期待される。

3 今後の環境活動に向けて

まず、環境法令順守の取組みについて、法令が求めている手続きの確認が不十分である事案が散見されました。特に指定管理者制度を導入している施設は、指定管理者に全てを任せるのではなく、施設所管課による手続の確認が必要です。

また、環境活動においては、環境活動組織の特性（業務内容や施設の特性）に合わせ、どのような環境配慮行動を行っていくべきかを整理する視点が必要です。「市民サービスの質を落とさずエネルギー使用量を抑えていく」という課題を「自分事」として各課に実践していただくことが、今後の大きな課題と感じています。

以 上